

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

不動産鑑定業者の変更の登録

根拠条文	不動産の鑑定評価に関する法律第27条第1項 不動産鑑定業者は、第23条第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。
------	--

審査基準	◎変更の登録の申請について ・不動産の鑑定評価に関する法律第27条第2項 ・不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第28条 ◎登録の拒否について ・不動産の鑑定評価に関する法律第25条
------	---

標準処理 期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
	7 日	機 関 期 間	日	機 関 期 間	景観まちづくり課 7 日